農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月30日

美濃加茂市長 伊藤 誠一

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 下米田地区
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 令和2年3月30日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 〇 経営体数

法人2経営体個人10経営体集落営農(任意組織)組織

- 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない
- 5. 農地中間管理機構の活用方針 地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として 農地中間管理機構に貸し付ける
- 6. 地域農業の将来のあり方
 - ・地域内の経営体は高齢化が進んでおり、当面は、認定農業者に地域外の 農業法人を含めて中心的経営体に位置づける。
 - ・将来の方向性としては、既存の営農組合の組織強化を図り、地域農業の 担い手に育成する。

また、施設園芸については、新規就農者の育成を図る。